

佐久市太陽光発電設備の設置等に関する要綱指導基準

(趣旨)

第1条 この基準は、佐久市太陽光発電設備の設置等に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づく行政指導に関し必要な事項を定めるものとする。

(標識等の設置)

第2条 要綱第6条に規定する標識等は、別記のとおりとする。

(色彩等)

第3条 太陽電池モジュールの色彩は、黒、グレー等の低明度かつ低彩度で目立たないものを使用し、付帯設備等の色彩は、周辺の景観との調和に配慮すること。

2 柵、塀等については、可能な限り目立たない色彩とし、緑化等により周辺との景観に調和するよう配慮すること。

(造成)

第4条 造成の設計は、事業区域及び当該事業に関する工事をする区域の地形、地質、地下水、地盤等について調査のうえ行うものとする。

2 造成計画に当たっては、可能な限り事業区域内で土量のバランスを考慮し、周辺の土地利用についても支障のないよう計画するものとする。

3 現存する植生、地形等を可能な限り残存し、保護するよう計画するものとする。

4 行為地の区域の地形、形質等の変更を最小限にとどめ、多量な土砂の移動を極力避けること。

5 土砂の移動を伴うものにあつては、暗渠排水の設置、段切り等を行い、土砂の移動を可能な限り避けること。

6 切土、盛土等の法面は、芝張り、植栽等により緑化修景に努めること。

7 切土、盛土等による土地の地質を変更するものにあつては、雨水を処理するための施設が設置されていること。

8 切土は、こう配が30度を超え、かつ、高さが5メートルを超える場合は、高さ5メートル以内ごとに幅1.5メートル以上の小段を設置し、小段には排水施設を設けるものとする。

9 盛土の高さは、原則として15メートル未満とする。ただし、安定計算により安全上支障がないと認められる場合には、この限りではない。

10 高さが5メートルを超える盛土については、高さ5メートル以内ごとに幅1.5メートル以上の小段を設置し、小段には排水施設を設けるものとする。

11 盛土材料は、せん断強度が大きく、かつ、圧縮性の小さい土を使用するものとし、ベントナイトその他の有機物を含んだ土は使用しないものとする。

12 盛土に際し、地山の切株、雑草、腐植土等は、撤去するものとする。

13 盛土に際し、地盤面に湧水又は地下浸透水がある場合は、暗渠等を用いて排水するものとする。

14 段切り等の措置は、旧地盤の傾斜が15パーセント以上かつ盛土の高さが2メート

ルを超える場合に行うものとし、段切りに当たっては、高さ 0.5 メートル以上、幅 1 メートル以上の段をとるものとする。この場合において、段には、盛土内の水が流れるように勾配をとることその他排水のための措置を講じることとする。

- 15 工事施工中において、急激な出水、濁水及び土砂の流出が生じないように、湧水箇所及び法面に仮排水路を設置するとともに、必要な個所に仮防災調整池、沈砂池を設置する等の土砂流出対策を施すものとする。
- 16 土砂流出防災対策として設置する仮防災調整池、沈砂池等は、本工事の着手に先立って施工すること。
- 17 擁壁を伴うものにあつては、国土交通省制定「土木構造物標準設計図」、長野県土木部監修「設計基準（1）[共通・道路・土木構造物標準設計図]」及び公益社団法人日本建築士会連合発行「構造図集擁壁」に準じ設置するものとする。
- 18 擁壁は、周囲の景観に配慮した構造のものとする。

（雨水排水）

第 5 条 雨水排水施設の計画に当たっては、事業区域の規模、地形、予定建築物の用途及び周辺の状況を勘案し、雨水を有効かつ適切に排出できるようにするものとする。

2 計画雨量は、次の式により算定するものとする。

$$Q = 1/360 * C * I * A$$

ここで、Q：計画雨量（m³/秒）

C：流出係数

I：降雨強度（mm/h）

A：集水面積（ha）

3 降雨強度は、長野県土木部河川課の「長野県内の降雨強度式（最新版）」により算定するものとし、事業地の面積が 1 ha 未満の場合は 10 年確率以上、1 ha 以上 10 ha 未満の場合は 30 年確率以上、10 ha 以上の場合は 50 年確率以上で計算を行う。なお、降雨強度は降雨継続時間 10 分の値とする。

4 流出係数は、次の表に掲げる数値を標準とする。

種別	流出係数
屋根	0.85～0.95
道路	0.80～0.90
浸透アスファルト	0.50
その他の不浸透面	0.75～0.85
水面	1.00
間地	0.10～0.30
芝、樹木の多い公園	0.05～0.25
勾配の緩い山地	0.20～0.40
勾配の急な山地	0.40～0.60

5 雨水は原則として事業地内での浸透処理により処理するものとする。

(作業及び消防活動用通路)

第6条 第三者が容易に発電設備に触れることができず、かつ、発電設備の保守点検及び管理の際に必要な作業並びに消防活動に支障がないよう、柵、塀等から発電設備までの間隔及び発電設備相互の間隔を、1メートル以上とること。

(柵、塀等)

第7条 柵、塀等は第三者が容易に発電設備に触れることができないようにするとともに、事業地内へ容易に侵入できないよう、1.5m以上の高さを確保すること。なお、発電設備の高さが1.5mを超える場合には、柵、塀等も発電設備と同様の高さとする事と。

(その他)

第8条 この基準に定めのない事項及び疑義等については、その都度市長が定める。

2 この基準で定めるもののほか、要綱に基づく行政指導に際し必要となる項目は、開発許可審査指針（平成16年6月24日付建第189号）の規定を準用する。

附則

(施行期日)

1 この基準は、平成30年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行日の前日までに、従前の例による処分、手続その他の行為が行われている場合は、それぞれこの基準の相当規定によりなされたものとみなす。

附則（平成31年4月1日施行）

1 この基準は、平成31年4月1日から施行する。

